

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6, 7号機（641）」

2. 日時：平成29年8月28日 18時00分～18時20分

3. 場所：原子力規制庁 8階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、秋本安全審査官、宇田川原子力規制専門職、櫻井安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 部長 他4名

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」及び設置許可基準規則への適合性のうち「50 条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」における格納容器圧力逃がし装置及び代替循環冷却系について事実確認を行った。

(2) 原子力規制庁から、今後も必要に応じて指摘等行っていくよう伝えた。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：（平成29年8月21日提出資料と同じ）

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対処設備について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要技術的能力に係る審査基準」への適合状況について